平成２６年（フ）第１１９号
堺市西区草部1009番地　１棟201号
破産者　嶋田　昭子
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
北九州市小倉北区篠崎４丁目３番４号三谷アパート101号
破産者　江崎　加代（旧姓吉野）
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９９４号
神奈川県茅ヶ崎市堤2990番地10
破産者　篠原　　芳
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８号
富山市下堀50番地１　レコルテ下堀201号、前住所富山市月岡西緑町384番地
破産者　京楓園こと　栄　　寿一
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１号
岐阜県可児市今渡1595番地20　Ｒｉｖｅｒ　Ｔｏｗｎ　ＹＯＳＨＩＤＡ―103、前住所岐阜県可児市大森1501番地6408
破産者　西尾まゆみ
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２４７号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番　リバーサイドさぎす第４号棟第103号、申立時の住所兵庫県明石市二見町西二見44番地の５　ウエステージ明石参番館804号
破産者　山本　青史
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
鳥取県鳥取市松並町１丁目370番地、開始決定時の住所鳥取県鳥取市伏野1135番地
破産者　奥村　正夫
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井388番地５、旧住所神奈川県平塚市高浜台30番３―308号
破産者　伊藤　　博
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井388番地５、旧住所神奈川県平塚市高浜台30番３―308号
破産者　伊藤　美穂
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０号
香川県小豆郡小豆島町坂手甲337番地
破産者　矢野　明枝
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
愛媛県宇和島市宇和津町２丁目３番24号コーポ宇和津201号
破産者　山本　祐二
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１１５号
高知市種崎638番地４　澁谷方
破産者　山本　香理
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１号
熊本県玉名郡南関町大字肥猪3283番地
破産者　山口　恵子
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１３号
熊本県荒尾市増永919、住民票上の住所熊本市中央区大江２丁目２番20―1005号
破産者　東　　博志
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第１０３号
栃木県宇都宮市石井町2672番地３
破産者　白石　美樹（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目６番45号　ニューエルディム戸祭302号室、前住所栃木県宇都宮市中里町425番地96
破産者　市川　年男（旧姓金井）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０８号
栃木県栃木市祝町２番10―１号　ミニュートワルツ２―104号、前住所栃木県栃木市平柳町２丁目３番28号　フレグランス302号
破産者　相田　和則
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１０号
栃木県宇都宮市峰２丁目６番28号　キャッスル峰103号室、前住所栃木県宇都宮市雀の宮６丁目５番１号　手塚テナントＣ号
破産者　お食事処菜々こと　藤田まり子
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１１号
栃木県那須烏山市滝田2013番地１　サンプラザＡ102号室
破産者　谷仲　徳裕
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１２号
栃木県宇都宮市宝木本町1174番地８　ジュネス壱番館102、前住所栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地1215号
破産者　大島　直子（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係